

# カードローン家内安全

平成30年10月10日現在

商 品 名	カードローン家内安全
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込時年齢が満20歳以上70歳未満かつ、当金庫住宅ローン完済時の年齢が80歳以下で、継続して安定した収入がある方</li> <li>・当金庫の住宅ローンを利用している方 但し、住宅ローンが連帯債務の場合はご利用いただけません</li> <li>・本商品の契約について、申込意思の確認ができた方</li> </ul>
資金使途	自由
貸越極度額	30万円・50万円
ご利用期間	1年（自動更新）
貸越利率	年7.5%
利息の計算方法	毎日の最終残高について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算
ご返済方法	随時返済方式
保証人・担保	不要
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅ローン返済用口座と同一とさせていただきます 但し、住宅ローン返済用口座にしんきんカードローン（随時払）を設定している方は、本商品の取扱はできません</li> <li>・契約更新時期に満80歳に達している場合、又は住宅ローン債務が完済している場合は更新できません</li> </ul>
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li> </ul>